

子どもの声を反映した政策の推進と国地方の協働強化に関する 提言

子ども・若者の笑顔が将来にわたって輝き続ける社会を実現するためには、国と地方が一体となって、子ども・若者を取り巻く環境の整備と支援の充実に取り組むことが不可欠である。

令和6年度より、国においては「こどもまんなか実行計画 2024」が策定され、子ども・子育て支援法やこども性暴力防止法の整備がすすめられた。加えて、多くの地方自治体においても、それぞれの実情に応じた「自治体こども計画」が策定されるなど、子ども・子育て政策の体制整備が着実に進展している。これらの動きは、子ども・若者を含め一人ひとりの多様な幸せを目指す地方創生 2.0 においても極めて重要な意義を持つものであり、引き続き、「こどもまんなか社会」の実現を一過性の施策にとどめず、地方自治体と連携した長期的な国家戦略として位置づけ、確実に前進させていくことが求められている。

今後は、「こどもまんなか実行計画 2024」の実施状況を的確に検証・評価し、その成果を各自治体の実践に還元するとともに、評価に基づく施策の不断の改善・強化を図るべきである。とりわけ、今後の施策展開においては、子どもの声を真に反映させること、また、子どもや若者、子育て当事者の視点に立脚した政策の立案と実行が着実になされるよう、以下の項目について対策を講じられたい。

記

1. 子どもの声を反映した、こどもまんなか視点の施策の実施について

- こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなか社会の実現にむけて、子どもが権利の主体であることを今一度社会全体で共有し、子どもや子育て世帯を支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知啓発等を行うこと。
- 地方が行う子どもの意見表明等の権利を守る仕組みづくりや、子どもの意見の政策反映に必要な取組、さらには権利の侵害事案が発生した際の救済措置の体制の整備等を推進するための十分な財政措置を含めた支援を強化すること。
- 「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども関連政策を円滑・強力に推進するとともに、真に実効性ある取組が展開できるよう、PDCAサイクルにより各施策の不断の強化・改善を行い、実務レベルも含め地方と丁寧な調整や意見交換を行った上で、その意見を反映すること。また、国におけるPDCAサイクルによる各施策の見直しを踏まえ、地方において取組の検討・実施ができるよう、都道府県・市町村別データの収集・提供を行うこと。
- 子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わせることで、効果的なものとなる。そのため、全国一律で行う施策については、近年の物価高にも対応した十分な予算を確保するとともに、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差

が生じないよう国の責任と財源において確実に措置すること。また、経済的負担軽減の観点はもとより、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供やそれらを支える人材の確保、施設整備などに当たって、地方自治体の創意工夫を活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

- ・ 児童福祉法等、改正法を施行するにあたっては、地方自治体が円滑に施策の実施に着手できるよう、あらかじめ準備に必要な制度の詳細やスケジュール等を早期に示し、情報提供を行うこと。
- ・ こども・子育て支援加速化プランを支える安定的な財源確保のための子ども・子育て支援金制度については、「子ども・子育て支援金制度管理部会」において丁寧な議論を行い、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。また、子ども・子育て支援納付金について、低所得者の過度な負担増とならないよう、国による十分な財政措置を行うとともに、制度導入に伴うシステム改修費等の必要な経費についても、財政的支援を講じること。さらに、歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すること。

2. 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革について

- ・ 価値観やライフスタイルが多様化する中で、子ども・若者が妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自ら主体的に将来を選択し、適切な判断ができるよう、発達段階に合わせたライフデザイン教育やライフプランニング教育、キャリア教育、プレコンセプションケア（若い世代が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康に向き合うこと）、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に対する理解促進を全国的に進めること。
- ・ 社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消も含め、理解を深めるための周知啓発等を行うこと。また、民間が行う子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組や、地方が行う取組に係る補助を充実すること。
- ・ 子どもたちが社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育むため、安全で安心して過ごせる多様な子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域の実情や多様な支援ニーズに応じた独自の取組に対して安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- ・ 「こどもまんなか社会」及び共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育を推進するため、全国的な気運醸成を進めること。
- ・ 子どものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化するため、子ども・若者・妊産婦が移動に不自由することのないよう、公共交通の維持・活性化やノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援を推進すること。
- ・ 選択的夫婦別姓や雇用・労働環境の改革など、家庭環境や子育て世帯の働き方に関わる諸制度改革については、様々な制度見直し子どもに不安を与えたり健やかな育ちを妨げたりすることがないように、子ども目線を取り入れたうえ、議論を加速させること。

3. 多様な働き方や妊娠・出産・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境等の整備について

- ・ 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進、不妊・不育症治療に係る休暇制度の創設など、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成や、妊娠・出産・子育て等と仕事を両立することができる仕組みづくりを促進するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産・子育てができるよう、育児休業期間中の経済支援制度を充実すること。
- ・ 次世代育成支援対策推進法においては、新たに従業員数100人超の企業に育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定などが義務付けられたことから、企業の取組状況の周知など、全国的な広がりにつながるよう、支援を充実・強化すること。
- ・ 特に小学校において、共働き世帯やひとり親家庭の子どもたちが、授業時間の前後で安心安全に過ごすことができるよう、親の時差出勤やフレックス制度等、多様で柔軟な働き方の仕組みづくりの促進をすること。

4. 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化について

- ・ 国主導により、結婚や妊娠・出産、子育てに関する若い世代の認識や意見等を勘案した具体的方策の検討をするため、「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」が8回にわたり開催されたところであるが、そこで出た議論を十分に踏まえ、審議会等の場での効果検証等も不断に行いながら、それぞれの希望をかなえる環境づくりを推進すること。特に、未婚化・晩婚化対策については、個人の価値観や考え方による人生の選択が尊重されることを大前提として支援の強化を図ること。
- ・ 地域少子化対策重点推進交付金制度については、自治体の意見を踏まえ、更なる運用の弾力化を図るとともに、補助対象となるメニューの充実、補助率の引上げ及び確実な予算の確保を行うこと。さらに、結婚に向けた経済的不安を軽減するため、結婚新生活支援事業の所得要件の撤廃、補助対象及び経費の拡充、補助上限額の引上げを行うとともに、都道府県主導型市町村連携コースの補助メニューを常設化すること。
- ・ 不妊・不育症治療等について、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- ・ 国において、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた検討を行う方針が示されているところ、具体的な制度設計に当たっては、地域の周産期医療提供体制が維持されるよう、現場の実情を十分に踏まえること。
- ・ 児童手当の制度改正に伴う事務費等の負担増に対して、令和8年度以降も継続的な補助制度の創設等による財政支援を行うこと。
- ・ 所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必

要な措置を講じた上で早期に実現すること。また、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象の18歳までの引上げ及び軽減割合の拡充を図ること。

- ・ 就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する地方自治体への財政的支援を行うこと。さらに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。
- ・ 学校給食費の無償化の実現に向けては、学校給食に関する地域の実態等を考慮し、臨時交付金のような一時的な措置ではなく、国全体として負担の在り方を抜本的に整理した上で、地域間の差や競争が生じることのないよう、国の責任と財源において具体的な施策を早期に示すこと。その際、学校給食を通じた「食育」、「地場産物及び国産食材の活用」を一層推進する観点から、地方が独自に行う地産地消や食育の取組みも十分考慮すること。また、給食無償化実施の前後に関わらず、物価高等の情勢の影響により保護者の経済的負担が加重しないよう、給食費増額分等についても支援すること。
- ・ 令和7年度は単年度限りの予算が措置され、高校生等臨時支援金により、収入要件が事実上撤廃されたところであるが、支給月数の制限等、支給が制限されている問題に対応すべく、制度の更なる拡充・見直しを図り、家庭の環境や経済状況に関わらず、すべての子どもが希望する教育を受けられるよう、国の責任と財源において予算を確保し、確実に高校授業料の無償化を進めるとともに、高校生等奨学給付金の拡充等、教育費の更なる負担軽減を図ること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。
- ・ 地域の強みを活かした特色ある学校づくりの推進に向けて、新たな補助・交付金による財政支援制度を創設するなど、国として公立高校への支援の抜本的な拡充を図ること。特に、喫緊の課題である老朽化への対応や、ICT環境の充実などを含めた教育DXへの対応、専門高校も含めた、公立高校の施設や空調等の設備・備品等整備への財政支援を充実すること。
- ・ 高等教育に係る教育費の負担を軽減し、進学機会の確保を図る観点から、国立大学の授業料について拙速な引上げを行わないことはもとより、高等教育の修学支援新制度についても、所得制限や支給制限の撤廃など支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国が責任をもってその財源を確保すること。さらに、大学院修士段階で導入された授業料後払い制度について、学部段階での導入についても検討すること。
- ・ 子ども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動や地域活動に対して積極的に支援すること。

5. 子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上について

- ・ 里帰り期間中も含め、全国のどこに住んでいても切れ目なく支援が行き届き、妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象疾患の拡大や新生児聴覚検査の公費負担による検査実施など、妊産婦や新生児、乳幼児への相談支援や検査・健診の全国一律の制度設

計を引き続き行うとともに、その実施に当たっては、市町村の実情に応じた柔軟な運用を可能とし、安定的かつ十分な財政措置を講じること。併せて、産科・小児科をはじめとした医師の診療科偏在や地域偏在を解消するため、不足する診療科に対応する地域枠の別枠創設などによる医療人材の確保対策を講じるとともに、産科・小児科等への地域の実情に応じた財政的支援を強化すること。

- ・ 災害時に妊産婦や乳幼児等に対して適切な配慮や支援が行われるよう、平時からそのポイント等について周知啓発を図ること。
- ・ 心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア事業について体制整備支援や財政支援を含む制度拡充や、利用申請・予約等を迅速・円滑に行うことができる全国統一のシステムの構築を図るほか、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。
- ・ 人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するため、施設種別や設置者の別を問わず、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等のキャリアアップ研修の充実や研修受講に伴う代替職員の配置など、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ること。
- ・ 児童福祉法の改正による保育所等の職員による虐待通報義務化の令和7年10月施行を控え、自治体における指導監督体制の構築は差し迫った課題である。指導監督に際しては、虐待等の状況を的確に判断することが必要であることから、保育現場に精通した人材や、看護師など医療の知見を有する人材の確保について、十分な財政措置を講じること。あわせて、施行期日が迫っていることから、速やかに下位法令やガイドラインを提示すること。その際、保育の実施主体は市町村であることをふまえて、都道府県と市町村の役割分担を整理すること。
- ・ 保育士等の負担軽減を図りつつ、待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、年度途中の保育ニーズやこども誰でも通園制度のニーズにも柔軟に対応できるよう、保育士等の他産業と遜色ない水準までの更なる処遇改善や、保育士修学資金貸付等事業の継続・拡充、潜在保育士を把握できる仕組みの整備及び再就職支援等の推進、保育士等の離職防止のための職場環境の改善、保育現場の魅力向上につながるポジティブキャンペーンの展開等により人材確保を強力に進めること。
- ・ 1歳児の職員配置基準の改善を早期に実施するとともに、望ましい職員配置基準のあり方について、保育士のワークライフバランスを実現し、負担軽減をより一層進めるために必要な職員を確保できるよう科学的に検証し、検証結果を踏まえた更なる職員配置基準の見直しを行うこと。なお、それまでの間、1歳児の職員配置改善加算について、保育の質に影響のない範囲で支給要件を緩和すること。また、配置基準より多く保育士等を配置した場合の加算制度等を充実すること。加えて、保育所や認定こども園と同様、幼稚園教諭の配置基準を見直した上で、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の国庫補助単価の改善を図ること。
- ・ 保育士等の処遇改善をより一層推進するため、公務員の地域手当の見直し等に伴う公定価格への反映に当たっては、地方と丁寧意見交換を行った上で、現行を超える給付水準を確保すること。その際、地域間の物価水準等を考慮するとともに、人材の確保に影響が出ないよう、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差に配慮すること。また、その見直し等に伴い生じる地方の財

政負担については、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

- 人口減少地域においては、利用児童の減少や物価高等により将来の施設運営を不安視する声があることから、地域特性に応じた持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、公定価格を見直すとともに、保育と児童発達支援の一体的な支援や保育施設の多機能化を図るための施設整備などの制度的・財政的支援の充実に図ること。
- 医療的ケアや障害、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもや、障害者手帳の有無にかかわらず特に保育上の支援を要する子どもを保育所や幼稚園、認定こども園で安心して受け入れられるよう、看護師等の配置や施設改修等について施設種別による差異を解消するとともに、補助率の引上げなど更なる支援の充実に図ること。また、公定価格に保育士の加算配置や、看護師や調理員等の配置加算を創設・拡充するなど、保育所等における看護師等の配置促進に向けた財政措置を講じること。
- 就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金について、全ての自治体の施設整備事業が確実かつ円滑に実施でき、施設整備に遅れが生じないように、実施設計の事前着手を認めるなど柔軟な対応を可能とすること。また、令和8年度当初予算編成に当たっては、各自治体の整備計画に支障を来すことのないよう、十分な予算額を引き続き確保すること。併せて、障害児者の多機能型事業所の施設整備に係る一体的実施については、申請時期や予算区分、内示見込み等を省庁間であらかじめ調整するなど、各自治体が計画的に整備事業を実施できるよう、採択に当たってのルールを明確にすること。
- 児童福祉施設等の安全対策を推進するため、全ての施設の耐震診断費用を助成対象とするとともに、耐震改修費用の補助率の引上げや地方財政措置の拡充など、更なる財政支援を行うこと。
- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、全国一律のものとはせず、保育人材の不足等地域の実情に応じて、対象児童の年齢、利用時間などに柔軟に対応できるものとするとともに、市町村や施設が円滑に取り組めるよう、事業運営に必要な財政措置を講じること。
- 放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保、学習環境の整備を図るため、国の責任において通信ネットワークの増強を含む施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保すること。また、放課後児童支援員等の資質向上のための研修体系の整備や処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。さらに、小学校の長期休業期間における受入体制を確保するための財政支援を拡充すること。
- 特に小学校において、共働き世帯やひとり親家庭の子どもたちが、小学校の授業時間の前後で安心安全に過ごす居場所の整備を進めるため、子どもたちの居場所の実態とニーズの把握や、自治体の好事例等の横展開を行い、居場所の整備等を推進するための十分な財政措置、地方が行う取組への支援を強化すること。
- 教員等及び教育保育等従業者の性犯罪歴の確認を義務付ける「日本版DBS」の導入に向けては、こども性暴力防止法の運用に関する具体的な事項が下位法令やガイドラインにゆだねられていることを踏まえ、法の実効性を担保すべく、国において施設・事業者の実態や、自治体の指導監督の実態等を把握し、地方の意

見を聴きつつ、十分な準備期間を設けられるよう、早急にガイドラインを策定すること。さらに、被害者の保護及び適切な支援はもちろんのこと、加害者の更生や治療に係る支援を強化するなど、「生命（いのち）の安全教育」の推進と併せて子どもの性犯罪、性暴力対策を総合的に推進すること。加えて、事業者に対し、制度に対する十分な周知を図るとともに、特に、小規模な認定事業者が円滑に制度を運用し、防止措置などの安全確保措置や情報管理措置の整備等を行えるよう、国において強力にバックアップできる体制を整備するとともに、事業者並びに地方自治体における保育現場に精通した保育指導職や、看護師など医療の知見を有する人材の確保など管理監督体制の強化をはじめとする体制整備に係る十分な財政措置などの支援を図ること。

- ・ 教職員の勤務環境の改善及び教育の質の向上を図るため、教職員定数の一層の改善及び支援スタッフの配置の充実を図ること。特に、中学校の35人学級や小学校の教科担任制を推進するための計画的な定数の拡充及び部活動指導員等の外部人材の活用に向けた財政措置の拡充を図るほか、部活動の地域展開についてもより一層推進すること。また、学校教育の質の向上や実効性のある働き方改革の推進とともに、有為な人材を持続的に確保していくため、高いマネジメント能力を求められる学校管理職の処遇改善を図ること。
- ・ 子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実現するため、GIGAスクール構想で整備された端末の更新やクラウド対応の校務支援システム整備、ICT支援員の拡充、校内外通信ネットワーク環境の維持・改善に係る費用について、高等専修学校等も含めた全校種を対象とするとともに、都道府県が共同調達する場合に必要な事務負担について国の責任と財源で確保すること。加えて、放課後児童クラブ等の放課後の児童生徒の居場所においても端末を活用した家庭学習が行えるよう、通信ネットワークの増強を含む環境整備に必要な財政措置を講じること。
- ・ 義務教育においては、教員が児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身につけさせるために、児童生徒に対応する時間を十分確保し、子どもたちに対してより良い教育を行い、教員自身の志気が高まるよう、次期学習指導要領では、学習内容を精選するなどの見直しを行うこと。

6. 困難な環境にある子どもたちへの支援強化について

- ・ いじめや不登校などの困難な環境にある子どもたち、ヤングケアラーや医療的ケア児、日本語指導が必要な子どもたち、性自認や性的指向に悩みを抱える子どもたちへの支援を総合的に推進するため、子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターの設置・運営に係る費用等、困難を有する子ども・若者を切れ目なく支援する環境整備に必要な財政措置を十分に講じるとともに、教育支援センターやNPO、フリースクール、ユースセンターなどの多様な居場所や学びの場の整備・運営に対する支援を充実すること。その際、不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方について整理すること。また、加配の更なる拡充など児童生徒の支援に向けた教職員定数の一層の改善を図るほか、医療的ケア看護職員、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充、校内教育支援センターの設置及び支援員の配置について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

- ・ 自殺対策基本法が改正され、子どもの自殺防止に「学校の責務」が明記されたことから、学校の支援体制の拡充をさらに進めるためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門人材の配置に係る補助金等について十分な予算額を確保すること。特にスクールソーシャルワーカーについては、COCOLOプランに基づく、家庭等へのアウトリーチ支援等の新たなニーズへの対応も必要なことから、適切な予算確保を図ること。
- ・ かけがえのない子どもの命を救うため、予防のための子どもの死亡検証（CDR）について、「CDRの制度のあり方に関する検討会」において個人情報の収集や取扱い等の法令整備や虐待など他の検証制度とのすみわけ等について議論を重ね、それを踏まえてよりよい制度設計と、検証結果の分析・評価などの仕組みを構築し、地方において有効な予防策が講じられるよう、財政支援を含め取組を強化すること。
- ・ 児童虐待への更なる対応力強化に向けて、児童福祉司、SV職員や一時保護に従事する職員、市町村相談員等の専門的人材の確保及び育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。さらに、児童相談所と市町村や警察等の関係機関との連携強化に向けた取組への支援の充実を図ること。
- ・ 社会的養育の一層の推進に向け、その必要性や里親制度等について、広く国民に周知すること。また、養育里親を育児休業制度の対象に含めることや、里親支援センターにおける共働き家庭への支援の充実、ファミリーホームの措置費を実態に見合うよう見直すなど、体制整備に向けた支援を強化することにより、里親等の受け皿の拡充や運営基盤の安定化を図り、里親委託の促進及び委託後の制度的・財政的支援の充実を図ること。
- ・ 児童相談所のほか、児童養護施設等に関わる専門人材の定着、後継育成等に資する恒常的な人材確保のため、人材育成や定着支援に係る予算の更なる充実を図ること。
- ・ 社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。
- ・ 児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、小学生及び高校生の学習塾費用についても実費での支援とするとともに、大学生等多様な人との交流事業なども幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強化すること。
- ・ 外国籍の子どもの就学状況を把握し、就学を促進するために必要な法整備を行うとともに、帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備拡充、教材等の開発、外国人児童生徒等の文化的な背景にも配慮しながら日本語指導に対応できる専門性の高い教員等の計画的な育成と配置のための予算措置及び定数の改善等を早急に講じること。とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、各都道府県の交付申請額に不足が生じないよう、十分な予算を確保すること。
- ・ 非行少年等であって、更生保護や社会的養護等の各種制度の支援対象から外れる少年について、立ち直りを支援する制度を創設すること。

- ・ 子どものデジタル機器の活用が進む中、子どもたちがウェブサイトやSNSを通じた犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また生成AIによる合成ポルノ製造などの事案に巻き込まれることや、被害に遭うことを未然に防ぎ、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、最適な対策について省庁横断的に検討し、実効的な対策を講ずること。
- ・ 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援の充実のため、家族等のレスパイトに必要な短期入所事業所や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所の安定的な運営に十分な報酬水準を確保するとともに、多発する災害に備え、災害時における電源確保等必要な支援措置を講ずること。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援事業等、その家族等の負担軽減等に資する財政支援を拡充すること。
- ・ 難聴児への支援について、国の障害児福祉計画の基本指針では、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組を進めることとされていることから、全都道府県において中核的機能を有する体制の確保ができるまでの間、聴覚障害児支援中核機能整備に係る事業費の全額を国負担とすること。
- ・ 物価高による影響が特に大きい生活困窮世帯への生活福祉資金貸付について、支援の更なる拡充を図ること。
- ・ 共同親権の制度設計や具体的な運用に当たっては、地方自治体にとって大きな負担増とならないよう、実務レベルも含め基礎自治体と丁寧な調整や意見交換を行うこと。なお、地方自治体への負担が増える場合は、人員体制を担保する財政措置を講じるとともに、現場が混乱することなく円滑な制度が導入できるよう、地方自治体の準備に必要な情報やスケジュールを早期に示すこと。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちが夢や進学を諦めることがないように、重点的に生活指導や学習支援に取り組むための十分な財政措置を講ずること。また、食事の提供や相互交流等の活動を行う民間団体に対する補助基準額の拡充や補助率の引上げを行うとともに、こうした活動に子どもたちが容易にアクセスできるよう、交通費や送迎体制の整備など移動に要する費用への財政支援を拡充すること。
- ・ 母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯が経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の更なる増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の更なる増額及び支給額遡減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

令和7年7月23日

全 国 知 事 会